

○『神戸女学院大学ジェンダーインスティテュートジャーナル』規程

2015年1月23日

ジェンダーインスティテュート総会制定

(目的)

第1条 神戸女学院大学（以下「本学」という。）が発行する『神戸女学院大学ジェンダーインスティテュートジャーナル』（以下「本誌」という。）は、神戸女学院大学ジェンダーインスティテュート所員（以下「所員」という。）の研究発表等を目的として発行する。

(発行回数)

第2条 本誌は、原則として年1回発行する。発行時期は3月とする。

(本誌の構成)

第3条 本誌は、投稿原稿とジェンダーインスティテュート委員会が依頼する依頼原稿で構成される。

(投稿資格)

第4条 原稿を執筆し、本誌に投稿できる者は、『神戸女学院大学論集』規程第3条各項に定める投稿資格に準ずる。

2 第1項のほか、次に定める者も本誌に投稿できる。

- (1) 学校法人神戸女学院教職員就業規則第2条に定める専任の教学職員
- (2) 学校法人神戸女学院大学嘱託職員就業規則第2条に定める嘱託教学職員
- (3) 本学大学院博士前期課程または修士課程修了者
- (4) 本学大学院博士後期課程修了者又は単位取得満期退学者
- (5) 本学大学院博士後期課程在学中の者
- (6) 本学卒業生で修士の学位を有する者
- (7) ジェンダーインスティテュート委員会で認めた者

(依頼原稿)

第5条 ジェンダーインスティテュート委員会は、前条各項に定める投稿資格を有する者に限らず、本誌に掲載する原稿を依頼することができる。

(執筆者)

第6条 投稿原稿の執筆者は、第4条各項に定める投稿資格を有する者でなければならない。

(共同執筆)

第7条 投稿原稿の共同執筆者には、第4条各項に定める投稿資格を有する執筆者が一人以上含まれていなければならない。

2 共同執筆の原稿は、執筆者全員から投稿の同意を得られているものに限る。

(研修の受講)

第7条の2 全ての執筆者は投稿にあたり、本条各項に定める研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修（以下「研修」という。）を受講しなければならない。

2 執筆者のうち所員は、本学が実施する研修を受講するものとする。

3 所員以外の執筆者は、次のいずれかの方法で研修の受講を証明しなければならない（依頼原稿執筆者を除く）。

(1) 本学の研修をオンデマンド受講する。

(2) 所属研究機関発行の「受講証明書」、あるいは各種研究倫理に関するプログラム（APRIN eラーニングプログラム、日本学術振興会 研究倫理eラーニングコース等）の「受講修了証」（名称は受講プログラムによる）を提出する。

(原稿要件)

第8条 本誌に掲載される原稿は、未発表のものに限る。

(原稿書式)

第9条 本誌に掲載される原稿書式は、原則として横書きとする。ただし、内容の性質上縦書きでなければならない場合はこの限りではない。

(原稿の種類、分量、提出物)

第10条 本誌への投稿は、ジェンダー研究、女性学とその関係領域に関するものであることとする。

2 本誌には「論文」「研究ノート」「書評」「講義録」がある。

(1) 論文：独創的な研究結果、新規な方法・結果等で信頼性が認められる研究成果、理論的な考察と明確な結論を順序立てて明瞭に記述したもの。学術的に価値のある内容を含むもの。

(2) 研究ノート：速報性が認められるもの。史料、書誌、調査、統計、実験などの研究報告およびプロジェクト・催事企画などの活動・取り組みの報告、理論的・実証的研究の中間報告。

(3) 書評：投稿時点で刊行から概ね2年以内の刊行物についての紹介・批評。対象物の単著・共著は問わない。他言語からの翻訳書も含む。

(4) 講義録：神戸女学院大学ジェンダーインスティテュート主催により行われた講演会や連続セミナーの講演者に対して、ジェンダーインスティテュート委員会から執筆を依頼した報告。

3 本誌に掲載される原稿の種類毎の分量、提出物は、別表のとおりとする。

(投稿原稿の提出期日)

第11条 投稿原稿の提出期日は、原稿募集時に定める。

2 前項の提出期日に遅れた投稿原稿は、本誌への掲載は行わない。

(本誌への掲載)

第12条 本誌への掲載は、ジェンダーインスティテュート委員会が決定する。

(校正)

第13条 執筆者による校正は再校までとする。校正は字句の修正にとどめ、原稿改訂は原則として認めない。

2 校正の提出期日に遅れた原稿は、本誌への掲載は行わない。

(原稿の修正)

第14条 原稿の修正は、ジェンダーインスティテュート委員会が決定する。

(投稿料)

第15条 本誌への投稿料は、無料とする。ただし、次の場合は本誌に投稿した者に別途実費を請求する。(共同執筆の場合も同様とする。)

(1) カラー印刷

(2) 第10条第3項に規定する頁数を超過した場合

(著作財産権)

第16条 本誌に掲載された原稿の著作財産権は、神戸女学院大学ジェンダーインスティテュートに帰属する。

2 引用に伴う著作権に関係した紛争は、すべて執筆者の責任となる。

3 本誌掲載の原稿を、執筆者が他の著作に収録・転用する場合には、あらかじめ文書(共同執筆の場合は、執筆者全員の連名による文書)によって、神戸女学院大学ジェンダーインスティテュートの了解を得なければならない。

(補則)

第17条 この規程に定めのない事項については、ジェンダーインスティテュート委員会が決定する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、ジェンダーインスティテュート委員会の議を経て、ジェンダーインスティテュート総会が行う。

附 則

- 1 この規程は2015年4月1日から施行する。
- 2 『女性学評論』への投稿に関する規程（1992年4月24日女性学インスティテュート総会制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。（2018年11月30日改正）

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。（2020年11月27日改正）

附 則

この規程は、2023年11月2日の女性学インスティテュート総会で、「神戸女学院大学女性学インスティテュートの名称変更に伴う関係規程の整理に関する規程」が承認されたことに伴い、2024年4月1日から施行する。（2023年11月2日改正）

附 則

この規程は、2024年7月30日から施行する。（2024年7月30日改正）

別表

原稿種類	原稿分量
論文	(1) 邦文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて24,000字以内（16頁以内）とする。 (2) 欧文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて10,000語以内（20頁以内）とする。
研究ノート	(1) 邦文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて14,400字以内（10頁以内）とする。 (2) 欧文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて6,000語以内（12頁以内）とする。
書評	(1) 邦文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて7,500字以内（5頁以内）とする。 (2) 欧文原稿 本文・注・文献リスト・図表をあわせて3,125語以内（6頁以内）とする。
講義録 (依頼原稿に限る)	指定なし